

改正内容

【本文】

1 第7条

第1項中、「(3) 第3条第1号及び第2号に掲げる事業と同条第3号に掲げる事業との相互間の経費の額の流用」及び「(4) 第3条第1号及び第2号に掲げる事業から同条第3号に掲げる事業への変更」を削除。

2 第9条

本文中、「規則第10条第1項の規定による状況報告は、別記第5号様式によるものとし、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く）末日現在における状況報告書を、当該四半期の最終月の翌月15日までに」を、「知事が事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、別記第5号様式による事業遂行状況報告書を」に改正。

3 第16条

第1項中、「(8) 県税の滞納がないこと」を、「(8) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと」に改正

4 附則

「この要綱は、令和 年 月 日から施行する。」を追加。

1 別表第1

区分2防災減災対策の補助率の欄中、「ただし、令和2年度までは定額」を、「ただし、令和12年度までは定額」に改正。

区分2防災減災対策の対策種類(3)ため池防災環境整備の補助率の欄中、「イの事業にあつては」について、「ただし、地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合における助成額の上限は、堤高5m未満で3,000万円、堤高5m以上10m未満で4,000万円、堤高10m以上で6,000万円とする。」を追加。

【様式】

1 第1号様式（第4条関係）

様式中、添付書類に「(4) 税外未収金に関する誓約書兼同意書（市町村除く。）」を追加。

1 第2号様式（第4条関係）

様式中、別記条件に「6 税外未収金に関する誓約書兼同意書を添付すること（市町村除く。）」を追加。

2 第1号様式（第4条関係）、第2号様式（第4条関係）、第3号様式（第7条関係）、第5号様式（第9条関係）、第6号様式（第10条関係）、第7号様式（第10条関係）、第8号様式（第11条関係）、第9号様式（第12条関係）、第10号様式（第12条関係）、第12号様式（第13条関係）及び第13号様式（第16条関係）

様式中、「印」の削除。

主な改正理由

- ・国の農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金交付要綱の一部改正（令和3年4月1日付け）により、（3）ため池防災環境整備において助成額上限が変更となった。
また、（1）ため池の保全・避難対策において、定額助成期間が延長となり、令和3年度予算で実施できることとなったため、補助事業者が活用できるよう所要の改正を行う。
- ・令和3年2月22日付け2高財政第312号に基づき、補助要件に「税外未収金債務の滞納がないこと」を追加する。
- ・令和3年2月18日付け事務連絡「補助金等事務における押印及び書面規制の見直しについて」に基づき、様式中、「印」を削除する。